

貸 付 申 請 書 記 載 要 領

1. 対象者

- (1) 支援を受けるとき、市内に居住し引き続き居住予定の世帯の子
- (2) 大学又は大学と同程度の学校、高等専門学校第4学年又は第5学年に在学する方
- (3) 支援を受けなければ本人の就学が困難である方

2. 記載上の注意

- ◎ 申請書の記入は、ペン又はボールペンを使用してください。
書き誤った場合は、二重線で消して訂正し、訂正印を押印、又は、新しい用紙を使用し、修正液は使わないでください。
- ◎ 年齢、家族構成等は、申請時現在で記入してください。

3. 各欄の記入の注意

- ①の欄 氏名は、学生本人の氏名を記入し、フリガナを付けてください。
- ②の欄 住所は、方書や号室まで記入してください。
- ③の欄 在学学校、学科の名称は略称しないで記入してください。
また、貸付区分についていずれかにチェックを付けてください。

4. 申請書類

- (1) 加賀市緊急学生支援貸付申請書
- (2) 在学を証明するもの（学生証のコピー、在学証明書等）
- (3) 学生の現在の住居を証明するもの（氏名入りの郵便物、アパート等賃貸の契約書の写し等）
- (4) 貸付金受取口座指定書及び通帳又はキャッシュカードのコピー
- (5) 加賀市緊急学生支援貸付借用証書
保証人（父親や母親でも構いません）
連帯保証人（同一生計以外の人に限られます）
※申請された書類は返還いたしませんのでご了承ください。

5. 選考

提出いただいた書類に基づき、貸付の選考を行います。

6. 選考結果の通知

郵送で申請者に通知します。

7. 貸付の方法

貸付金受取口座指定書にあった口座に随時、一括で振り込みを行います。
ただし、貸付金受取口座は学生本人の口座名義に限ります。

8. 貸付金の返還

貸付者は、申請書に記載した卒業見込み月の翌月から 5 年以内の期間に貸付金を月賦で返還しなければなりません。ただし、全額又は一部を繰り上げて返還することができます。

また、卒業後に市内に 5 年以上居住した場合は償還を免除とします。

9. その他

次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに届け出を行う必要があります。

- 休学、転学、留学、留年又は退学をしたとき。
- 停学その他の処分を受けたとき。
- 貸付者又は保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- 学生が死亡したとき。

【問い合わせ先】

〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ 4 1 番地

加賀市教育委員会事務局 教育庶務課

電話：0761-72-7975 FAX：0761-73-4824